

令和５年度第１回門真市廃棄物減量等推進審議会議録

会議の名称	令和５年度第１回門真市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和５年８月２日(水)午前９時30分から11時30分まで
開催場所	門真市役所本館２階 大会議室
出席者	【出席】（出席人数 ７人/全９人中） 会長 水谷 聡 副会長 島田 洋子 委員 内海 秀樹 委員 西口 眞弓 委員 合田 征一郎 委員 有馬 直人 委員 辰巳 秀司 【欠席】 委員 長谷川 忠秋 委員 三ツ川 浩一 【事務局】 環境水道部：溝口部長、廣田次長、田尻総括参事、宮井参事 環境政策課：森井課長、上垣課長補佐、上野副参事、 黒田主任、寺田係員 クリーンセンター業務課：山本課長、本田課長補佐、岡本課長補佐 クリーンセンター施設課：山田課長、楠本課長補佐、三島課長補佐
議題 (内容)	1 会長、副会長の選出 2 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて（諮問） 3 会議の公開、非公開について 4 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて 5 市民アンケート調査の実施について 6 その他
傍聴定員	5人（公開）
担当部署 (事務局)	(担当課名)環境水道部環境政策課 (電話)06-6909-4129(直通)

司会	それでは、ただいまより、第1回門真市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。 委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。 本日の司会を務めさせていただきます、環境水道部環境政策課副参事の上野でございます。 よろしくお願いいたします。 失礼ながら、着座にて進行させていただきます。 本審議会の目的といたしましては、本市の廃棄物処理に関する施策などをまとめた「門真市一般廃棄物処理基本計画」が令和2(2020)年3月に策定され、令和6年度末に中間見直しの時期を迎えることから、今後のごみ減量やリサイクルの在り方等について、ご審議いただくものであります。 後ほどスケジュールの説明をさせていただきますが、今回を含め合計で4回程度開催し、ご審議をお願いするものでございます。 次に、お手元に配布させていただいております資料のご確認をお願いいたします。 1点目、「議事次第」でございます。 2点目、「門真市廃棄物減量等推進審議会委員名簿」でございます。 3点目、資料1「門真市廃棄物減量等推進審議会の会議公開要領(案)」でございます。 4点目、資料2「門真市廃棄物減量等推進審議会 会議傍聴要領(案)」でございます。 5点目、資料3「一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて」でございます。 6点目、資料4「市民アンケートの実施について(案)」でございます。 7点目、参考資料1「門真市廃棄物減量等推進審議会規則」
----	--

でございます。

8 点目、参考資料 2 「審議会等の会議の公開に関する指針」
でございます。

9 点目、参考資料 3 として、令和 2 年 3 月に策定しました
「門真市一般廃棄物処理基本計画」でございます。

10 点目、参考資料 4 として、令和 4 年 4 月に発行しました
「ごみの出し方・分け方」でございます。

11 点目、参考資料 5 として、今年度に発行しました「地区
別ごみカレンダー」でございます。

以上の 11 種類でございますが、お手元にはない資料がござい
ましたら、事務局までお知らせ願います。

また、お手元の封筒をご確認ください。本来でしたら、審議
会の開催に際し、市長から各委員の皆様に対して委嘱状をお渡
しさせていただくところでございますが、時間の都合上、お手
元の封筒に各委員への委嘱状を添えて、お配りさせていただい
ております。氏名等ご確認の上、ご了承くださいますようお願い
いたします。

さて、本日は、委員 9 名中 7 名がご出席されておりますの
で、門真市廃棄物減量等推進審議会規則第 5 条第 2 項の規定に
より、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、後日議事録を作成させていただくために、会議の様
子を録音させていただきたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

また、発言に際しては、お手元のマイクのボタンを押してか
ら、発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進行させていただきます。

まず、開会に当たりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

市長	皆様、おはようございます。 第1回門真市廃棄物減量等推進審議会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。本当に暑い日が続きますが、昨今、線状降水帯を含め、気候変動の問題が大変大きな課題になっております。そのようなことも含めまして皆様もご関心を寄せていただいている環境の問題だろうと思います。政府におきましてもカーボンニュートラルを含めて様々な取り組みをしていかなければならないとの認識のもと、このような課題に向かっておりまして、本市におきましても昨年の6月に2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行ったところでありまして、その他にも様々なプラスチックごみのことであったり、マイボトルの普及啓発を含めて、事業を進めているところです。環境に関する多くの課題は1日で片付くわけではなく、長い時間をかけながら、様々な政策を組み合わせなければならぬというふうに思っておりまして、そういった面では市民の意識啓発であったり、ごみの減量化を含めてですね、着実に進めていかなければならないというふうに思っておりまして、本審議会におきましても、それぞれの方々の専門知識また経験等を生かしていただきまして、十二分にご議論いただいて、しっかりとしたものに仕上がっていくようお願い申し上げたいと思っております。ごみの減量化、再資源化含めて様々なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。
司会	ありがとうございました。 それでは、次第の3番目「審議会の説明」でございます。 まず、「委員及び事務局紹介」として、初めに審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。 お手元の資料の委員名簿の順番にお名前のみご紹介させてい

	たきます。 はじめに第1号、学識経験者の委員としまして、内海委員でございます。
委員	内海です。よろしくお願いします。
司会	島田委員でございます。
委員	島田です。よろしくお願いします。
司会	水谷委員でございます。
委員	水谷です。よろしくお願いします。
司会	次に第2号、関係市民団体を代表する者の委員としまして、西口委員でございます。
委員	西口です。よろしくお願いします。 次に第3号、関係業者団体を代表する者の委員としまして、
司会	合田委員でございます。
委員	合田です。よろしくお願いします。
司会	有馬委員でございます。
委員	有馬です。よろしくお願いします。
司会	辰巳委員でございます。

委員	辰巳です。よろしくお願いします。
司会	なお、本日第2号の長谷川委員、第3号の三ツ川委員につきましては、日程の調整がつかずご欠席でございます。 皆様、よろしくお願いいたします。 続きまして、事務局をご紹介します。 〔事務局の紹介〕
司会	次に、(2)「審議会規則について」であります。 参考資料1をご覧ください。門真市廃棄物減量等推進審議会規則は、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例第19条第5項の規定に基づき、門真市廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めたものであり、審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する事項について調査し、審議するものとなっております。 続きまして、4番目の議事に入ってまいります。 (1)「会長、副会長の選出」についてであります。 審議会規則第4条第1項の規定により、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めることとなっておりますが、いかがでしょうか。
委員	会長及び副会長は学識経験者をお願いする方が良いと思います。新たに委員になられた先生もいらっしゃいますので、会長は事務局にご提案いただいてはどうでしょうか。
司会	ご提案をいただきましたが、よろしいでしょうか。
委員一同	〔異議なし〕

事務局	改めまして環境政策課の上垣です。それでは、事務局の提案といたしましては、大阪公立大学で廃棄物管理工学がご専門の水谷委員に会長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	〔異議なし〕
司会	それでは、会長には水谷委員にご就任いただくこととさせていただきます。 水谷委員は会長席へ、ご移動をお願いいたします。 〔水谷委員 会長席へ移動〕
司会	続きまして、副会長についてはいかがでしょうか。
会長	京都大学で環境リスクがご専門の島田委員にお願いしてはどうでしょうか。
司会	ただいま、副会長に島田委員とのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。
委員一同	〔異議なし〕
司会	それでは、副会長には委員にご就任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
委員一同	〔異議なし〕
司会	島田委員におかれましては副会長席へ、ご移動をお願いいたします。

	〔島田委員 副会長席へ移動〕
司会	それでは、会長より、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。
会長	改めまして水谷です。ただいま会長推薦いただきまして、身の引き締まる思いです。しっかり務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。机の上にあるリユースカップが素敵だなと思っております。門真市といえばパナソニックのイメージがあり、非常に素敵だなと思っております。多くの方々がご参加いただいておりますが、皆さんと連携して議事を進めていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。 続きまして、(3)「諮問」に移らせていただきます。 市長から会長に諮問させていただきます。 よろしくお願いいたします。
	〔市長、会長 前方へ移動〕
市長	門真市廃棄物減量等推進審議会 会長 水谷 聡 様 門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて 門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに必要な事項について、貴審議会の意見を求めます。 門真市長 宮本一孝。よろしくお願いいたします。 【市長から会長へ諮問書を手交】

司会	ありがとうございました。 なお、誠に恐縮ではございますが、市長につきましては、公務の都合上、これにて退室させていただきます。 〔市長退室〕
司会	委員の皆様には、諮問書の写しをお配りさせていただきますのでしばらくお待ちください。 〔配布完了を確認〕
司会	それでは、以後の進行を会長にお願いしたいと存じます。 会長、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	承知いたしました。それでは、(4)「会議の公開・非公開について」事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは事務局より説明いたします。 お手元の資料1「門真市廃棄物減量等推進審議会の会議公開要領（案）」、資料2「門真市廃棄物減量等推進審議会 会議傍聴要領（案）」及び参考資料2「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。 本市では、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された市長その他の附属機関である審議会などの会議については、公開・非公開を、審議会の会長が会議に諮って決定することとなっております。 本審議会につきましては、指針の運用に基づき、原則として「公開」を考えており、「公開の要領」及び「傍聴要領」を示させていただきます。

	公開する会議は、5人の傍聴席を設け、市民の傍聴を認めます。 なお、この場合の市民とは、在住・在勤・在学する方、及び市内に事務所等をお持ちの個人または団体の代表者の方を指します。 会議の開催にあたっては、1週間前までに市の情報コーナー等で掲示し、開催日時・場所・議題等を周知し、公表することとなっております。 なお、会議内容は議事録を作成することとしており、原則として会議終了後2週間を目途に、基本的に全文筆記で作成し、市情報コーナー及び市ホームページ等において公表することを予定しております。 事務局からの説明は以上となります。
会長	はい、ありがとうございます。 ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等はございませんでしょうか。
委員一同	〔ご意見やご質問無し〕
会長	よろしいですか。 特にご意見やご質問がないようですので、「要領」につきましては事務局提案のとおりとさせていただき、本審議会は「公開」ということで決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	〔異議なし〕
会長	ご異議がないようですので、事務局案のとおり承認することにいたします。

	ただいまより、傍聴者がおられましたら、傍聴席に入っているだけでと思います。
司会	なお、本日にしましては、傍聴者はおられませんので、引き続き進行をお願いいたします。
会長	それでは、(5)「一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて」事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは、資料3「一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて」のご説明をさせていただきます。 カラーの冊子をご準備ください。 右下にページ数がありますので、2ページと3ページをご覧ください。 「計画見直しに係る背景について」でございます。 令和2年3月に策定しました現計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間の計画ですが、来年度、令和6年度を中間目標年次としておりますことから、今般、計画策定後に新たに施行されました「プラスチック資源循環促進法」や「大阪府食品ロス削減推進計画」の策定を踏まえ、実態に即した中間的な見直しを行うものでございます。また、3ページには、本市における計画見直しに関する事項を記載しておりますが、ごみ処理広域化の検討などについては、のちほど個別にご説明させていただきます。 次に、4ページと5ページの「門真市クリーンセンターの現状について」をご覧ください。 本市クリーンセンターの所在地は、門真市深田町19番5号で、敷地面積は約20,800㎡でございます。敷地内には、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設がござ

いまして、ごみ焼却施設は4号炉と5号炉の2炉を交互に運転し、年間約3万6千トンの可燃ごみの焼却処理を行っております。また、リサイクルプラザの資源化施設につきましては、平成14年3月に竣工後、ペットボトルや容器包装プラスチック等の選別や圧縮梱包等により、リサイクルを行ってまいりましたが、令和4年度末をもって事業廃止しております。詳細につきましては、のちほどご説明いたします。

次に、6ページの「プラスチック資源循環促進法について」をご覧ください。

この法律は、令和4年4月に施行され、使い捨てプラスチック製品の使用の合理化やプラスチック使用製品廃棄物、略して「製品プラ」と呼ばれておりますが、製品プラの分別回収やリサイクルを推進することを目的とした法律でございます。

この法律に基づき、市区町村には、プラスチック製のおもちゃや文具、台所用品などの製品プラの分別収集、再商品化のための体制整備、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進などを行うことが求められております。

環境省が公表しております令和3年度の一般廃棄物処理事業実態調査結果によりますと、家庭ごみの有料化については、既に全国の1,741の市区町村のうち、66.3%の自治体が導入しております。これらのことから、本市といたしましても、さらなるごみの減量化やリサイクルを進めていく上で、家庭ごみの有料化は検討していかなければならない課題であると考えております。

次に、7ページの「大阪府食品ロス削減推進計画の概要について」をご覧ください。

大阪府では、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロスの取組みを総合的かつ効果的に推進するため、令

和 3 年 3 月に「大阪府食品ロス削減推進計画」を策定しております。本計画では、将来目標として、2000 年度比で、2030 年度までに事業系、家庭系ともに食品ロス量の半減を目指すとともに、食品ロス削減のために「残さずに食べる」などの取組を 2 項目以上行う府民の割合を 90% とすることとしております。

本市におきましても、国の方針や大阪府の計画を踏まえまして、食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、8 ページと 9 ページの「ごみ処理広域化の検討について」をご覧ください。

まず、ごみ処理広域化を検討するに至った経緯としましては、本市ではごみ焼却施設を 4 号炉及び 5 号炉の 2 炉保有しており、その 2 炉のごみ焼却施設を交互運転することにより市内から発生する可燃ごみの焼却処理を行っておりますが、4 号炉は平成元年 3 月に、5 号炉は平成 8 年 3 月にそれぞれ竣工しており、施設の老朽化が進行していることから、補修工事費の増加が避けられない状況にありました。

当初は、4 号炉及び 5 号炉の 2 炉とも、主要な設備の更新を行う基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図る計画としておりましたが、基幹的設備改良工事では 1 炉の延命化工事で、概ね 1 年間を要するものと見込んでいたことから、稼働している焼却炉が定期整備工事等で稼働停止の際のごみ処理の受け入れ先を確保する必要があったこと、国及び大阪府によって、ごみ処理広域化の推進という政策方針が示されていたこと、人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、災害時等における継続的かつ安定的なごみ処理体制の確保、ごみ処理事業のコスト縮減などについても考慮が必要であった

ことから、大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市で構成される大阪広域環境施設組合とのごみ処理広域化について検討することといたしました。

次に、検討の経過としましては、令和元年12月に門真市長から大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市長あてに、ごみ処理広域化の検討について協力依頼を行いました。

門真市長からの協力依頼を受けて、令和2年1月に開催された大阪広域環境施設組合運営協議会において、「門真市のごみ処理広域化に関する検討会議」を設置し、6月に第1回検討会議を開催していただきました。

以降、検討会議及び運営協議会において検討が進められました。

同年11月には 運営協議会において、ごみ処理広域化の検討結果が報告され、令和3年3月に各構成市長と門真市長間で「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」を締結いたしました。

締結内容としましては、

①今後の共同処理開始に向け、双方のメリット拡大等について、引き続き協議する。

②本市の環境施設組合の加入時期については、令和7年度を目途に検討、共同処理開始時期は、令和13年度以降とし、共同処理に向けてごみ減量に努める。

③門真市クリーンセンター敷地の利活用について協議する。

④共同処理開始まで本市で必要となるごみ処理について協力する。との内容になっております。

今後につきましては、本確認書の締結により、本市のごみ処理を5号炉の1炉体制へ移行した場合でも、ごみ処理への協力をいただける目途が立ったことから、基幹的設備

改良工事後は4号炉を休止してまいります。

また、将来のごみ処理広域化に向けて、大阪広域環境施設組合及び構成4市のご協力を得ながら、環境施設組合への加入や共同処理の開始に向けた検討を引き続き行ってまいります。

また、ごみ焼却施設の新設時に活用する循環型社会形成推進交付金、いわゆる国の交付金について、ごみ処理の広域化・集約化の検討や家庭ごみの有料化の検討などが交付要件となっております

次に、10ページの「門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営業務について」をご覧ください。

初めに、事業概要としましては、クリーンセンターのごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設をより効率的かつ効果的に管理運営するため、第5号炉等の基幹的設備改良工事及び包括的な管理運営業務を実施するものであります。

事業方式としましては、事業者が設計・施工、運営を一括して受託するDBO方式により実施し、事業期間としましては、令和4年12月14日から令和13年3月31日までです。

次に、本事業の各内容についてですが、まず、ごみ焼却施設等基幹的設備改良工事につきましては、ごみ焼却施設第5号炉等の施設の性能を回復させ、延命化することによって施設の有効利用を図るとともに、最新型電動機の採用により省エネルギー化に努め、二酸化炭素削減に資する機能向上を図っていくものであります。また、改良工事の実施にあたっては、循環型社会形成推進交付金を活用しております。

次に、包括管理運営業務につきましては、本施設の運転管理及び維持管理等を適切に実施し、安全運転及び機能保

全等を遂行していくこととしております。

なお、改良工事中や定期点検整備等で長期間ごみ処理を停止する場合は、先ほどご説明しました「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」に基づき、大阪広域環境施設組合及び構成4市に、ごみ処理への協力依頼を行う予定としております。

次に、11ページの「リサイクルプラザのプラント部門を廃止及びストックヤードの新設について」をご覧ください。

リサイクルプラザは平成14年3月の稼働から20年経過し、施設の老朽化による補修工事費の増加が避けられない状況であったことから、ごみ処理事業のコスト縮減やプラスチックごみリサイクルに係る国の方針等を踏まえた検討の結果、リサイクルプラザでの中間処理事業を民間事業者へ委託する結論に至り、令和5年3月末で運転を停止いたしました。合わせて、資源ごみストックヤードを新設し、令和5年4月から、びん・缶・ペットボトル及びプラスチック製容器包装の選別等業務を民間事業者へ委託し、令和5年6月にリサイクルプラザのプラント部門を廃止しております。

次に、12ページの「災害廃棄物等の処理に関する基本協定について」をご覧ください。

将来的に発生するであろう大規模な災害等への備えといたしまして、家庭系ごみの収集委託事業者と災害廃棄物の収集運搬に関する基本協定を順次締結しております。また、現計画策定後には、新たに「大栄環境株式会社」及び「株式会社ダイカン」と収集運搬から処分までの災害協定を締結しております。

次に、13ページの「計画の位置付けについて」をご覧ください。

真ん中の部分に「門真市一般廃棄物処理基本計画」を記載しておりますが、法律や国・府の計画、それから門真市第6次総合計画等との整合を図りながら見直し作業をしていく流れとなります。また、「一般廃棄物処理基本計画」の上位計画となります、「門真市環境基本計画」におきましても、令和6年度末で計画期間が終了しますことから、計画改定に向けての作業を今年度から並行して審議を進めていく予定としておりますので、そちらの改定内容も踏まえて、見直し作業を進めていく予定としております。特に具体的な計画見直し作業につきましては、赤字で記載しております、製品プラの分別や家庭ごみ有料化等の検討を進めるほか、「食品ロス削減推進計画」を基本計画内のひとつの計画として、追記することを考えております。

次に、14ページの「ごみ排出量等の現状について」をご覧ください。

ここからは、家庭や事業者から出されたごみの量を実績から集計した資料となります。まずは、「ごみ総排出量」ですが、令和4年度のごみ総排出量は約4万トンとなっており、平成25年度と比べまして約7千7百トン減少しております。内訳にございます、「家庭系ごみ」「事業系ごみ」「集団回収」のいずれも減少しており、これは、人口減少などの社会的環境の変化に加えまして、ごみ減量の取組などを市民、事業者の皆様がご協力いただいたことによるものと考えております。

次に、15ページの「家庭系ごみ区分別排出量」をご覧ください。

こちらは、家庭より出されたごみを「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の区分に分けた推移でございます。

可燃ごみについては、人口減少などの影響により減少傾

向となっており、令和4年度では約1万8千トンとなっております。資源ごみについては、増減を繰り返して推移しているものの、平成25年度と比べて約5百トン増加していることから、再資源化に対する意識が向上されていると推測しております。

次に、16ページの「事業系ごみ区分別排出量」をご覧ください。

こちらは、事業者より出されたごみを、先ほどと同様に区分分けした推移でございます。

可燃ごみについては、家庭系ごみと同様に減少傾向となっており、令和4年度では約1万6千トンとなっております。特に、令和元年度以降の排出量については、新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の自粛やテレワークの推進などの影響によるものと考えております。

次に、17ページの「資源ごみの内訳」をご覧ください。

こちらは、ビンや缶などの再資源化が可能な資源ごみの推移でございます。

資源ごみについては、減少傾向となっており、令和4年度では約5千2百トンとなっております。特に集団回収につきましては、団体数が減少傾向であることに加え、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団回収の取り組み自体が減少しているものと推測しております。また、数字は把握できておりませんが、民間の資源ごみ回収事業者へ資源ごみを出されている方も一定数いるものと考えております。

次に18ページと19ページの「市民1人1日あたりごみ排出量」をご覧ください。

こちらは、ごみ排出量を市民1人1日あたりに置き換えたものであり、先ほどと同様に減少傾向で推移しております。

すが、令和 3 年度の全国平均が市民 1 人 1 日あたり 890 g、府内平均が 911 gであることを考え合わせますと、更なるごみ減量の取り組みが必要と考えております。

次に 20 ページの「ごみ処理費用の現状」をご覧ください。

こちらは、収集運搬から埋立処分までに要する費用を表しております。

令和 4 年度に要したごみ処理費用の総額につきましては、約 20 億円となっており、この 10 年間で約 21%増加しております。

特に、中間処理費用、いわゆる、ごみの焼却に要する費用が増加傾向となっており、主にごみ焼却施設の維持管理費用や施設の光熱水費が増加しております。

次に 21 ページの「ごみ減量化等の取り組み状況について」をご覧ください。

ここからは、本市におけるごみの減量化に向けた取組の一例をご紹介します。

22 ページの「食品ロス講座の実施」をご覧ください。

「NPO 法人日本もったいない食品センター」と令和 4 年 4 月に事業連携協定を締結し、フードロス削減に向けての啓発活動として、食品ロス講座を実施しました。

次に 23 ページの「セブンイレブンの出張講座・手前どり POP 作成」をご覧ください。

市内の全小学 4 年生を対象にした環境学習において、セブンイレブンジャパンにご協力いただき、出張講座と手前どり POP を作成しました。小学生が作成した手前どり POP は、10 月の食品ロス月間に合わせて、実際に門真市内の店舗で使用する予定となっており、食品ロス削減に取り組んでいきます。

次に 24 ページの「広報紙による啓発」をご覧ください

い。

6月の環境月間に合わせて、環境の特集記事を1面と2面に掲載し、啓発に取り組んでおります。

次に25ページをご覧ください。

ごみ減量化の啓発イベントとして、毎年「かどまエコフェスティバル」を開催し、「もったいなブースの設置」などをとおして、リユースなどの取り組みを推進しております。また、今年の7月2日に実施した環境イベントの「かどまゼロ・カーボンDAY」におきましても、「おもちゃ交換会」や「おもちゃ病院」などのブースを設置し、4Rの推進に取り組んでおります。

次に26ページの「ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」をご覧ください。

当該事業は、令和4年度の環境省モデル事業である「ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」の実施団体として採択され、先進的な技術や創意工夫を生かせる企業等と連携し、海洋ごみ対策の推進に取り組んでいくものとなります。具体的な施策といたしましては、記載の企業と連携し、使い捨てプラスチックごみ削減のための「リユースカップの貸出」や「ステンレス製ボトルの回収」「マイボトル用給水機の設置」などに取り組んでおります。今回のお手元にご用意させていただきましたリユースカップが現物となります。

次に27ページの「リユースプラットフォーム「おいくら」との連携」をご覧ください。

令和5年6月に株式会社マーケットエンタープライズと「リユース事業に関する協定」を締結しました。この事業では、市民の方が、粗大ごみなどとしてごみを排出するのではなく、リユースショップへの売却を促し、リユース活動を促進していくものとなっております。

次に 28 ページの「事業系一般廃棄物減量等計画の提出を依頼」をご覧ください。

「門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」において、一般廃棄物の 1 日の平均排出量が 100 キログラムを超える事業者に対し、「当該一般廃棄物の減量に関する計画」の作成を指示し、廃棄物減量及び資源化推進のための取り組みを促しております。

次に 29 ページから 31 ページの「環境学習講座について」をご覧ください。

環境問題とリサイクルに対する意識を高めるため、エコ活動に取り組んでおられる団体や企業等と連携し、「染め工房体験」や「食品ロス講演会」など年間を通じて様々な講座を実施しております。

次に 32 ページの「展開検査の実施について」をご覧ください。

展開検査とは、ごみ収集車で搬入された可燃ごみに搬入不適物が混じっていないかを確認する検査のことで、ごみ処理施設への搬入不適物の混入を防止し、適正搬入を促進するとともに、資源化・減量を促進するために実施するものであります。

今後の動きとしましては、令和 5 年 9 月末を目途に、門真市立リサイクルプラザ 1 階のプラットホームに、展開検査実施用の施設を整備し、許可業者の車両を対象に、これまでの臨時的実施から毎月計画的に実施していく予定としております。

また、事業所への指導・立ち入り検査としまして、展開検査において不適切なごみの搬入が確認された排出・運搬事業者に対して、適正なごみの搬出ルール徹底や、ごみの減量への協力について指導を行うこととし、必要に応じて立ち入り検査を行ってまいります。

	次に 33 ページの「今後のスケジュールについて」をご覧ください。 本審議につきましては、全 4 回の開催を予定しております。本日以降のスケジュールにつきましては、まず、後ほど資料の説明をさせていただく、市民アンケート調査を実施し、その分析結果を踏まえて、素案の骨子を作成したいと考えており、次回は令和 6 年 2 月上旬に開催させていただきたいと思っております。その後、並行して審議を実施する環境基本計画の改定内容などを踏まえた素案を作成しまして、令和 6 年 11 月中旬に第 3 回を開催し、ご確認いただいた内容でパブリックコメント手続きを実施した後に、令和 7 年 2 月に第 4 回を開催し、中間見直し案の答申をいただくというスケジュールを予定しております。 以上、まことに簡単ではございますが、資料 3 「一廃棄物処理基本計画の中間見直しについて」の説明とさせていただきます。
会長	はい、ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
委員	何点か質問させていただきたいと思います。 質問というよりは、懸念事項が少しだけあるかと思っています。資料でいいますと 6 ページ。今後市民の皆様に向けてプラスチックの資源循環や指定ごみ袋の有料化を検討しておりますが、経験則から申し上げますと導入当初は、不法投棄が増えるので、そのあたりを懸念して発言させていただきましたが、何かしらの対応策をご検討いただく必要があるかと思っています。 次に、ごみの広域化の検討につきましては、廃掃法ではそもそも市町村責任とされている中で、一方、環境省の方からごみ

の広域化をしていきなさいという話があるため、その方向性で行かないといけないと思いますが、実際のところどういう動きをされていくのかは、先ほどのご説明を受けある程度は理解しております。私独自に調べまして、大阪市内の許可業者の収集運搬車両の所有台数は、およそ 1,000 台を超えております。

かつ、大阪市におきましては、焼却工場の数が過去最大 12 か 13 工場あったなかで、今は 7 工場くらいまで、減少させており処理体制が担保されるかが疑問です。

大阪市が持っている処理能力の高さは、おそらく世界一かと思います。そこにもたれかかるような形ではなく、門真市も大阪広域環境施設組合に参加して行って、門真市として独自に展開されていくのかという理解なのですが、3 年前くらいに試算したところ、門真市の敷地に焼却炉を組合で持たれていく中で、およそ 1 日 100 台の運搬車両が増加するのではないかという試算となりました。そうなりますと門真市クリーンセンターの北門周辺にお住まいの方へ環境の配慮への対応をされる方が良いかと思います。

あと、これは一般的な話で、我々も日頃廃掃法を読んでいる中で、そもそも清掃関係の法律というのは、最初に清掃法、その後に廃掃法に昇華していったのですけれども、特にやり玉にあげられている、廃プラスチック類についてですが、こちら産業廃棄物という観点で言いますと、まあ産業廃棄物とは何ぞやと言いますと、20 種類の廃棄物を指しますよというものですが、廃プラスチック類を事業体から出す場合は、産業廃棄物になってしまうのですけれども、日本環境衛生センターが出されている廃掃法の冊子を読んでいますと、一般的に市町村の焼却炉で対応できるものは、たとえ産業廃棄物であっても一般廃棄物として合わせて処理することができると記載されていることがあります。名前は伏せますが、環境省の担当者に質問しましたが、その産業廃棄物と定められている廃プラスチック

	類について、例えばカップ麺の中に入っている小さなかやく部分もカウントするのですかと聞いたところ、鼻で笑われまして、現実不可能ですよねと言われました。例えばお仕事中にカップ麺を食べた際にそういったものがでると、1枚出たら産業廃棄物ですかという話になってしまいますよね。 そもそも環境省として廃プラスチック類というカテゴリーに関して、硬いプラスチックを想定していた中で、書きぶりが一人歩きしてしまって、白黒つけなさいという話になって、最終的に処理体系が担保されないので廃掃法第1条の目的で環境の保全が担保されなくなるので、そこは細かく言わなくていいですよねというグレーな回答を頂きまして、門真市におかれましても、そういうことをされていきますと、排出者はもとより市民の方がついていけなくなるので、必ず階段を用意してあげて、皆さんが登ることができるような説明をしていただければと思います。 私からは以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 ただいまのご質問、ご意見等に関しまして、事務局から回答はありますでしょうか。
事務局	何点かご質問いただいた件について、答えになっているかどうか分かりませんが、わかっているところを説明したいと思います。 1点目について、ごみの有料化に合わせて不法投棄が増える恐れがあるので、そういった対策を講じるべきではないかというご主旨かとお聞きしました。 ご懸念されている通り、ごみの有料化をしたときに不法投棄が増える事例もあるようでございます。 直ちに門真市として、ごみの有料化を実施しようというよう

には考えておらず、周辺の自治体の動きを見ながら、歩調を合わせてやるのがよいのではないのかと考えております。

門真市が単独でごみの有料化を実施した場合には、付近の市町村にご迷惑をかけるような不法投棄が発生することが懸念されます。また、周りの自治体が有料化しているのに、門真市が有料化していないというのは、同様におかしなこととなりますので、その辺りは連携を取りながらやっていきたいと考えております。

2点目のごみ処理の広域化についてですが、広域化については、将来的に大阪広域環境施設組合へ加入する、そういう方向で検討を進めていこうということでやっております。実際に加入できる時期とか共同処理を開始する時期というのは、目途というところになっておりまして、正確には決まっておりませんし、大阪広域環境施設組合への加入についても正確には決まっておりますが、国の指導もございまして、門真市単独でごみ処理を継続的に実施することができないようになっておりますので、どこかとくつつかないといけないといけない中で、一番大きい大阪市がやっている大阪広域環境施設組合に加入させていただくのが良いのではないかとということで、検討を進めております。

その際には、門真市のクリーンセンターがある用地について、大阪広域環境施設組合と一緒に利用の仕方を協議しようという話になっておりまして、大阪広域環境施設組合の方でクリーンセンター跡地にごみ焼却工場を建設する可能性はございます。

その規模がいくらになるかということも決まっておりませんし、本当に、建てる必要があるのかどうかということも、まだ決まっていないという状況ですので、直ちに北側にお住まいの方へ、収集車が増えることに対する配慮をするべきじゃないかということについて、お答えすることはできませんが、もち

会長	ろん、ごみ焼却炉を設置する場合には、生活環境影響調査であったり、条例等に基づく環境調査もございますので、そういう調査をする中で環境対策や環境配慮であったりを検討するものと考えております。 それから３点目が、廃プラスチックの問題で、現在門真市では、会社から出てくる従業員の方が食べた弁当がら等については、一般廃棄物と同じように処理をしているのが現状でございます。 一方で、大阪市はそれも産業廃棄物だということで、事業者へ産業廃棄物として処理しなさいと指導されています。 全国的にもばらばらになっており、産業廃棄物だと言う市町村もあれば、一般廃棄物として処理できるという市町村もあります。 その辺が、今後プラスチックのリサイクルをいろいろな形で進めていかなければならないという状況の中で、今、一般廃棄物と併せて処理しているプラスチック類が産業廃棄物になるのが心配だというご主旨だろうと思うわけですが、産業廃棄物、一般廃棄物に関わらず、プラスチックのリサイクルについては、海洋汚染の問題ですとかが非常に社会的に問題となっておりますので、様々な形で進めていかないといけないと思っております。 一般廃棄物と合わせて処理している廃プラスチックについて直ちに門真市としての見解を変えるつもりはありませんが、様々なリサイクル等の取り組みを進める中でより良い方法を検討していきたいと考えております。 以上でございますがよろしいでしょうか。 はい、ありがとうございます。ほかにご質問・ご意見等がありますでしょうか。
----	---

副会長	ご説明ありがとうございました。 1 点目、13 枚目のスライドで計画の位置づけというのが、上位の門真市の環境基本計画と並行して見直しが進んでいくということです、令和 2 年に策定された基本計画のところの位置づけには、門真市の環境基本計画とのつながりがそれほど書かれてはいないですが、是非平行して検討していただくということで、この 10 年くらいの間に、国からの方針や世界的な方針も盛り込んでいかないといけないと思いますので、それと一般廃棄物処理基本計画がどの様にかかわっているのかという所をわかり易いような形で、見直しの際には説明が加わっていく方が、市民の方も環境の問題は市としてこうゆう風にやっていきますという問題が、ごみの問題とどうつながっているのかということがわかった方が、より市民の協力を得られると思いますので、その辺を基本計画の動きも含めて、連動した形で反映されるようにした方が良いかと思います。 それに関連して、ごみの問題は、有料化する、しないの話もありますが、結局、家庭ごみというのは、市民一人ひとりの意識というか、環境意識が高まって、協力していただかないといけないので、21 ページから取り組み状況として、いろいろ取り組んでいるということを聞かせていただきましたが、これも令和 2 年の時には無かったような、色んなキャッチフレーズというものがありまして、リサイクルという言葉は浸透していると思いますが、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョンっていう、そのブルーオーシャンっていう大阪府が推進しているのがあるのですが、ブルーオーシャンとプラスチックごみとかリサイクルがどう繋がるのかとか、SDGs っていう言葉がすごく出てくるのですが、あともう一つ温暖化対策のほうでエコの CO2 がどうこうっていう話があるのですが、言葉がいっぱい踊っていて、だけどいろいろ温暖化の対策とかブルーオーシャン、海のプラスチックの話とかが、門真市民にごみ問題を協力
-----	--

	してくださいというところで、もう少し何がどう繋がっているのかがわかり難い、それが先程の環境基本計画とかで大阪府の色々な政策が市としても関わるという話に繋がってくるのですが、その辺りが広報として色々組み合わせさせて、ごみの問題にこう繋がりますよという課題解決に繋がっていくことがわかりやすいようにぜひ見直しのところで、この基本計画に盛り込んでいけるような表現になればいいなとご説明を聞いていて感じました。 現行の本には 57 ページに、「課題解決に向けた方策」の「分別の徹底と 4 R の推進」というところと、「市民に求められる取り組み」というところで、1 ページに少しだけしか書いていないですが、もう少し環境問題とごみの関わりの繋がりのところは広報の課題ということで、補強されて、充実したものにした方が、計画を推進して皆様に問いかけたりする際にこの本が参考になりますので、門真市さんがやっているようなキャンペーンを含めた形で書いていけば、さらに充実したものになるのではないかと、このご説明を聞いていて感じましたので、見直しにあたってはそのあたりを考慮していただき充実いただければと思います。
会長	はい、ありがとうございました。事務局として何かありますでしょうか。
事務局	貴重なご意見いただきましてありがとうございます。 確かに環境基本計画と一般廃棄物処理基本計画がどのような関係にあるのかがわかり難いと思います。マイクロプラスチックの問題ですとかごみを燃やした際にでてくる CO2 の問題などあって、環境の問題とごみの問題というのは、切り離せない関係にあるものだと思います。 今回の中間見直しを行う中で、先生からご指摘のありました

会長	とおり、その辺りの関係性ですとか、市民に分かりやすい説明ですとかを配慮しながら作成できればと考えております。 どうもありがとうございました。
委員	他にいかがでしょうか。 ご説明ありがとうございました。 質問になるのですが、例えば 10 ページの焼却施設基幹的改良工事等、初見ですので、中身が分かっておらず申し訳ありません。 事業期間等複数質問したいのですが、こういったところで役割や期間が書かれているのか、少しわかり難い所があったなと感じましたので、そのあたりをコメントいただけたらと思いました。 また、広域化の話と連動いたしますので、市民への説明をきっちりわかり易くした方が良いと感じました。 それと、廃棄物の総排出量のデータについては、発生量は総じて減ってきていますが、処理のコストは増加傾向にありますということが示されていると思いますけれども、そのあたり、ごみの処理費用とかですね、修繕関係と関連すると思うのですが、なぜごみの発生量は減っているのに処理費用が増えているのか、理由を補足いただければわかり易いのかなと思います。
会長	はい。ありがとうございました。事務局として何かありますでしょうか。
事務局	2 点ほどご指摘を頂いたかと思います。 まず 10 ページの門真市クリーンセンターのごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営業務についてということ

で事業期間が3つほど書いている所がわかり難いのかと思います。

事業といたしましては、5号炉を中心とした基幹的設備改良工事と令和5年4月1日から令和13年3月31日までの包括管理運営業務というのを併せて、DBO方式で事業者を選定して、事業を実施するといった内容でございます。

ですので、老朽化した施設を事業者が基幹改良工事を実施して、令和12年度まで運転をしますっていうことを両方いっぺんに包括的に契約をしたということでございます。

それが、事業概要に書いておりまして、ごみ焼却施設等の基幹的設備改良工事の期間としましては、現在、令和4年12月14日から令和6年3月31日までという期間を設けているということです。工事をする期間は、この期間にしてくださいということです。

運営期間は、先ほど申し上げたとおり令和13年3月31日までの運転をします。

確かに書きぶりとしてわかり難かったことは、申し訳なかったかなと思っております。

次に、ごみ処理費用の件でございますが、資料としましては、20ページになります。

ごみの量が減っているのに、ごみ処理の費用が上がってきているのはなぜかというところですが、ごみ焼却炉の老朽化が非常に大きく、その整備費が年々増えているということでございます。

機械物の設備については、長く使っていくとだんだん維持費が高くなっていくというバスタブ曲線と言われるものがあるのですが、その末期の方にきておりまして、どんどん維持費がかかってきているというところなんです。

そういう所も含めまして、先ほどご説明いたしました基幹改良工事の実施を計画しています。

会長	老朽化した設備を抜本的に変えていこうということを、5号炉を中心に実施しまして、将来的には基幹改良工事が完了しましたら4号炉を休止しまして、1炉のみの運転に移行していこうと考えております。 その後、5号炉の運転をオーバーホール等で休止するときには、大阪広域環境施設組合にごみ処理の協力を頂こうということで、合理的にというか、2炉交互運転しているとコストもかかって効率も悪いことから、そういう方向に移行していこうという努力をしている所でございます。 はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。 総額としても増えておりますが、ごみの量が減ってきているために、ごみ1tあたりで考えるとより割高になっているという側面もあるのかと思います。 他にいかがでしょうか。
委員	拝見した印象としては、広域化が前提というようにも受け取れるような計画になっているなという印象ですけれども、いくつか並行して選択肢がある中でというところをお考えいただいてお披露目いただいてもいいのかなという気はします。 現在のクリーンセンターのDBO方式でというのは、民間に出すということになっていますから、これもいきなりその段階に行かれたのか、もちろん内部で議論のあったと思うのですが、事業期間も鶴見工場の更新が終わって受け入れが始まる時にぴったりのタイミングになっていますので、この辺りなんかはかなり連携でというところで、もう少し模索されたプロセスを見せていただいた上でこうなりましたという方が、市民が納得されると思いますが、広域化ありきできていると思われてしまわないかが懸念される点かと思います。 最終的にごみ質については、組合が受け入れているごみ質

	と、こちらから出すごみ質との差があるかと思います。 先程、委員が試算した話もありますし、広域化を検討されるにしても、持ち込んでいかれる先のデータとかもある程度合わせて記載するべきかと思います。 それから、食品ロスの削減ですが、食品ロスが出てしまうのはある程度やむを得ないところもあって、それを家庭でたい肥化するという選択肢があってもいいのかなと思います。 プラスチック製品を企業から出される際には、産業廃棄物になるのか一般廃棄物になるのか、普段弁当がらなんかが出たときにどうしようかなと思いますので、はっきりとどちらか、捨てられる方がどこまで対応できるかをわかり易くしていただきたらと思います。
会長	はい、ありがとうございます。 事務局として、何かありますでしょうか。
事務局	ごみ処理広域化が前提というか、ありきに見えるというところでございますが、広域化ありきで進めております。いずれ広域化したいと門真市としては考えております。 鶴見工場の完成時期とのお話がありましたが、そこは時期的にずれておりまして、鶴見工場は令和 10 年度で完成、本市は令和 12 年度まで今のクリーンセンターの包括管理運営業務委託を実施しておりますので、それ以降でないと加入しないということですから、必ずしも時期的に合致しているわけではありません。共同処理開始時期は、大阪広域環境施設組合の一般廃棄物処理計画をこちらで見まして、門真市のごみ量が受け入れてもらえるタイミングはこの辺かなといったことで、門真市が勝手に作った資料がございまして、そういったところから、その年度が出てきております。 2 つ目の食品ロスの問題についてですが、家庭であっても事

会長	業所であっても、食品ロスは出てきますので、それを堆肥化するようなことをしてはどうか、というご指摘でございますが、堆肥化しているところも市町村によってはもちろんございます。 結局、堆肥化した後の肥料をどうやって使っていくかが問題かと思いますので、個人的に広い庭などをお持ちのご家庭でしたら堆肥化されている方もいらっしゃるかと思います。 市として堆肥化を事業化してやるということは、こういう都会の方では難しいことですから、個人的なところでやられた方が良いのかなと思います。 3点目に廃プラスチックの問題でございますが、市町村によって従業員が出されたプラスチックのお弁当がら等が、産業廃棄物と一般廃棄物とで分かれておりますので、わかり難いのではないかとこのご指摘かと思います。 おっしゃる通りわかり難いかと思いますが、国のほうもこうしなさいと特におっしゃっていない。 市町村によって受け入れることができる施設を持っている市町村であれば、一般廃棄物に混ぜて処理したらいいのではないかとこのことです。 能力的に非常に厳しい自治体であったり、市町村での政策方針というところもあって産業廃棄物として切り分けてやりましょうというところもございますので、なかなかそこは、全国一律にこうしなさいと国も言えないところなのかと思っております。 みなさんが、ごみ処理に困らないように普及啓発、周知には引き続き努めてまいりたいと思います。以上でございます。 はい、ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。
----	---

委員	12 ページの災害廃棄物の協定なのですが、一説によると南海トラフ級の地震が起こった時に、上町台地まで津波が来る。地理的に言いますと大阪城のあたりまでくるという予測が立っております。 門真市においてはそういった被害はないのかなと。 第2京阪下に水が流れるのであれば安全なのかなと、一定安全要素はありますけれども、そうなった時に大阪広域環境施設組合の生き残る焼却工場としましては、おそらく八尾工場、鶴見工場、東淀工場。 ただし東淀工場については、淀川のほぼほぼ河川の所に立地しておりますので、機能するのはおそらく鶴見と八尾工場かと思います。どこにおいても被害は出ると思います。 ただ、災害廃棄物が国会でも決まった話ですけれども、すべて一般廃棄物としてカテゴライズされていくなかで、いきなりご家庭から出た災害廃棄物を即座に収集運搬して、門真市の施設、必要であれば広域に持っていくわけですから、近隣の市に頼るところですけれども、そういう中で、中間の保管施設的なものを担保していきますよということはある程度、市民に分かっていただいた方が良いのかと思ったりします。 私たちの会社で東日本大震災にボランティアとして参加させていただいた中で、大きな地震が起きると収集運搬の前に色んな広場ですとか仮置きできる場所を担保しておく必要がある。そこから協力してくれる各企業さん、近隣市、焼却施設とかを探していく流れになりますので、門真市においては、そういう土地がないのは理解できるが、予告的なものをしておくことで協力が得られやすいと思います。 直近で言いますと、4年前に台風被害で古い民家の屋根瓦とかが飛んだ時に、そういう措置がなされていなかったことがありますので、そういう風に持っていかれたらどうかなと思います。
----	--

	また、新型コロナウイルスなどのパンデミックは、5年に1回程度、世界中で起きています。このような未知のウイルス等の感染が流行した際に、一般家庭はもとより、事業系の廃棄物の中に使用されたマスクや防護服が廃棄される場合がある。感染されている可能性はある訳ですから、我々やクリーンセンターの職員にも2次被害が出る可能性があります。 このような感染性のあるごみを今後どのように処理していくかというところも検討していかれてはどうかと思います。
会長	はい、ありがとうございます。 事務局としては、いかがでしょうか。
事務局	2点ほどご質問いただいたかと思います。 1点目が、災害廃棄物の問題でございます。 門真市でも災害廃棄物の対応、いつ来るかわからない問題ですから、それに備えるべき対応を考えていくべきだと思っております。 そういう趣旨で関係業者と連携をしていこうと考えております。災害時の対応マニュアルも一部作成し、市ホームページへアップしているところでございます。また、災害廃棄物をどのように処理したらいいのかということを我々も国とか大阪府と連携しながら、勉強して、いつどの規模で来るかわからない中で、どう備えたら良いかわかり難いところであるのですが、いろいろなことを想定しながら住民の方が困らないよう周知をし、それに対する備えをしていくことは非常に大切かと思っております。 それから、新型コロナウイルスが発生し、非常に世情が不安定になって色々なごみがたくさん出る時にごみの収集事業、処理事業に従事された方について、大変心配しながらも、やるべき仕事だと考えられて、ご協力いただいた皆様に敬意を表しま

委員	す。次の何かわからないパンデミックが起こる可能性が無くはない。どこからか急に新しいウイルスが出てきて、対応しないといけないというようなことが生じるかも知れないです。 それは、生じるかも知れないですけども、今、どうだと言われても書き表すことができないので、国の指導に従いながら、必要な対応をしていくしかないかと思っております。 そういう時って皆さんパニックになると思うのですね。 感染性廃棄物マニュアルでは、感染性の有無の判断は、我々ではなくお医者さんが行うことになっています。新たなウイルス等が出てきて、パニックが生じるような際に感染性のある廃棄物を一般廃棄物として出されると、掃除の作業員とか我々とかに被害が及ぶ可能性がでてくるので、即座に通達でもいいのですが、医師会を通じてこういうことをしてはいけませんよといったことを資料として出していただくことができないか。 行政としては、国の指示に従うことは大事だと思いますが、各対応は市町村に求められておりますので、ご提案をさせていただきました。そのあたりもご検討いただけたらという所です。少し細かすぎる話になってしまいました。以上です
会長	はい、ありがとうございます。 法律的に分別の基準が守られていないとかですね、そういうことではなく倫理的な部分として問題があるとかですね、その辺りは、展開検査を少し充実させていきたいというご提案もありましたが、そういう検査でも、これは問題ではないかというような情報提供にもつながっていくかと思います。今、出ているごみの実態を把握して、それをできるだけ多くの方にきちんと把握していただく、データとして持っていくことが大事なのではないかと思います。また、門真市だけでできる問題でもないことも色々あると思います。

事務局	時間もだいぶ押している中で、1つお聞きしたいのですが、一般廃棄物処理基本計画について、生活排水処理基本計画という部門が一定の量、青いところとしてあるのですが、今日のお話の中では上がってきていないが、中間見直しにおいて、排水処理基本計画については、議論しなくていいということでしょうか。 議論は必要かと思っておりますが、ごみの方にウエイトがいつているということでございます。 門真市の下水道普及率は97.5%となっておりますが、下水道の普及が進んでいく中で、し尿ですとか浄化槽汚泥は年々減ってきておりますが、どうしても仮設トイレとかは、なくなりませんので、今後もし尿等の処理をどうしていくかということは、記載もしていきますし、時点的な修正も加えていこうと思っております。
会長	はい、わかりました。 若干、ここも見直す可能性があるということですね。 時間がかかなり押していますので、一旦ここまでとさせていただいて、続いて(6)の市民アンケート調査の実施について、に関しまして、事務局からご説明お願いいたします。
事務局	すみません、会長。いったんここで10分ほど休憩をいれさせていただきますてよろしいでしょうか。
会長	はい、結構です。
事務局	11時10分から再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

	〔10 分休憩〕
会長	それでは、休憩が終わりましたので再開させていただきます。 次に、（6）「市民アンケート調査の実施について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局	市民アンケート調査の実施について、ご説明いたします。 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを実施するにあたり、ごみの減量やリサイクルに関する市民の皆様の意識や行動傾向等について調査し、今後の施策検討の参考とするため、別添の調査票によりアンケート調査を実施するものです。 お手元の一般廃棄物処理基本計画の巻末資料 8－1 にも、令和元年 7 月に実施しました市民アンケート調査報告書が添付されておりますので、ご参照ください。 前回の調査では、巻末資料 8－3 の第 2 章調査概要の(3)調査項目にもありますとおり、1 ごみの減量・リサイクルなどに関する現在の意識と行動について、2 食品ロス削減に関する現在の意識と行動について、3 ごみ減量・リサイクルなどに関する広報活動などについて の 3 項目について実施しました。 今回の調査につきましても、前回調査結果との比較検討ができるよう、なるべく同様の内容としつつ、今回の検討テーマに合わせて、アンケート調査票の 5 ページにあります 3 プラスチック使用製品廃棄物の分別についてのほか、6 ページの 4 家庭ごみの有料化について の内容を追記しております。 アンケートの内容を順にご説明しますと、調査票の 1 (1) ごみの減量やリサイクルへの関心を聞く設問ですが、前回の設問がごみの減量やリサイクルなどの情報入手方法を聞く内容でしたが、少し分かりにくいのではないかと考えて削除し、他都市の設問を参考に、ごみの減量やリサイクルへの関心を調査する

	ことにしました。 1 (2)から(3)は、基本的に前回調査と同じですが、(2)は消費者庁が令和4年9月に実施した消費生活意識調査の食品ロスを減らす取り組みを参考に、少し設問を変更しました。なお、大阪府が令和2年12月に実施しました「食品ロス削減に係る意識調査」も消費者庁の内容と同様の内容になっています。 (3)は現在のごみ分別ルールを考慮し、⑥古布から⑨空き缶、空きびんを追記しました。 2 食品ロス削減に関する現在の意識と行動について の(1)は前回と同じですが、(2)～(5)は消費者庁の設問に合わせた内容に変更しました。 5 ページの3 プラスチック使用製品廃棄物の分別については、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応として、新たに製品プラを分別回収することに対する意見をお伺いする内容になっています。 6 ページの4 家庭ごみの有料化については、国が進めている家庭ごみの有料化について、ご意見をお伺いする内容になっており、他都市の設問を参考に設定しました。 8 ページの5 ごみ減量・リサイクルなどに関する広報活動などについては、前回調査の(1)、(2)とほぼ同じ内容になっています。 恐れ入りますが、表紙に戻っていただきまして、1 調査時期としましては、令和5年9月～10月、2 調査方法としましては、門真市民の中から無作為に1500世帯を抽出し、郵送により調査票を送付、回収するほか、ホームページや広報誌へアンケート調査実施に関する周知文とQRコードを記載し、インターネットによる回答を求める内容としています。以上で説明を終わります。
--	---

会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
委員	このようなアンケートをされる目的があるわけですし、市民の意識・スキームですとかそういう話もあるかと思うのですが、けれども、6ページの4(1)(2)が、私の見方なのですが、誘導尋問になってしまうのかなと。 有料化ありきの話で進めていかれるような動きになってしまうと思いますので、書きぶりの的にもう少し工夫していくのも一つかなと。 先程からのご説明を頂いた中で、これを見てしますと誘導尋問臭くなってしまいますので、ご配慮といいますか、何かしら方策を考えていただければと思いました。以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 具体的に何かアイデアはありますでしょうか。
事務局	おっしゃっていることは大変よくわかります。 実際に市民がごみの有料化についてどのように思っているのかなあというところを率直にお聞きした方がいいのかなと思っておりまして、おそらく、ごみの有料化をしたいと思っている市民の方は多くないのではないかとこのところを実は、(2)の所は思っております。 (1)の方の不公平に思いますか思いませんかみたいな話は、国がこういうことを言っているのですね。ゴミをたくさん出される市民の方も、ごみを減量してちょっとしか出さない方も、平等にと言いますか、同じように費用負担しているのですよ。たくさん出される家庭が量に見合った負担をする方がより平等じゃないですかと。

委員	そう言われれば、そんな気もするなというところが正直なところで、皆さんどう思いになっているのかなあと。 別にゴミが多い少ないにかかわらず、みんなこれまでどおり同じように費用負担するのが適当と思われるのか、それは不公平じゃないですかと思われるのか、よくわからないので率直に聞いてみたいなといった趣旨で設問を作りました。 これも経験則ですけれども、ゴミをたくさん出される家庭というのは家族が多いわけですね。昔、門真市のあるいは、それ以外の市町村のお客さんで、11人家族の方がいらっしゃって、行政の回収では間に合わないのでも許可業者に回収してくれと。 ご主人、奥さん、お子さん、犬まで飼っていらっしゃって、もう家計は逼迫するわけですね。 でもゴミがたくさん出るわけですよ。 そういう家計に対して不公平だからあんたのともっとお金出しなさいっていうのはちょっとご負担かなという所も、経験則としてあるのですね。 この書きぶりを私ちょっと、その下がすぐに不公平だと思うですから、そこに誘導されちゃうのかなと、これ多分答えとしては一番には1番、2番、5番に集中すると思うんです。 例えば、わからないっていうのは5番でいいと思うのですけれども、1番と4番、2番と3番をそれぞれ入れ替えていくっていうのも一つの手かなといったくらいの軽い気持ちでちょっとお話をさせていただきましたけれども、先ほどおっしゃった中で、ゴミがたくさん出されると費用負担されるようになってくると、事業系においては、清掃系・飲食とかはゴミをたくさん出されるとか、事務所しかしてない会社はゴミも少ないですから、それは相応に我々許可業者がゴミの排出具合に応じて金額を決めさせていただいているのですが、市民さんにおいてはで
----	---

会長	すね、先ほど私が申しましたように大家族ほど、ごみをたくさん出される核家族化が進んで行くといっても、そういうご家庭もありますのでそこに費用負担をするのはしんどいかなと思いつつ、ただ、おっしゃられることもわかります。 そういうところにスポットを当てるわけにはいけないので、やはり、ごみを出している分、費用負担をしないといけないのはわかりますが、書きぶりというか、少し誘導になるので、まずいかなと思っただけです。以上です その質問はわかる気がいたしまして、上の方に背景として全国で 66%の自治体が有料化していると書かれていますが、背景として、先ほどご説明もあったように、たくさん出す人も少ない人も公平に負担すべきということがあるのであれば、今は設問の中で書いてありますけれども、背景的な情報として上に出しておいてもいいのかなと。 1 番の問題のように、こう書いてあって、不公平だと思うとかなると、確かに誘導されそうだというのが一つちょっと感じました。 もう一つは実際有料化に関してどう思ってるんだということを、まずは素直に聞いてみたいという説明でしたのでそういう意味であれば、まずはこの 1 番と 2 番の順番を入れ替えて、まずは有料化についてどうなんですかということを聞いてみる、その後いくつかの情報等を踏まえて、状況によっては、そういうことも少し考えていただくとかいう可能性もあるかなというふうに感じました。 あとは、税金を使ってごみ処理はされているんだというような話はわかっているのかも知れませんが、そういうところはきちんとっておくということがやはり大事かなという気はいたします。 これもご検討いただければと思います。
----	---

副会長	他にご意見いかがでしょうか。 アンケートの件で、確かにアンケートの設計は慎重にしないといけないところがございまして、もし可能であれば、有料化を検討されているほかの市町村は、必ず市民の意識を聞くアンケートをされていると思います。 既にもう有料化を実施された、している市町村においても、かなり前かもしれませんが、意識調査をされておりますので、どのような調査をされているかを、少し参考にされた方が良いかなと思います。 アンケートは、大体こういうふうに聞いたらいいかなっていうので皆さん設計されるのですが、これは確かに結構、バイアスがかかったりとかありまして、結果を集計してこういう風になりましたっていう時のことを考えますと、先ほど会長が順番を変えられてはとおっしゃいましたが、他の調査がどんな感じでされたかを調べていただいて設計されたらと思います。 あと、2019年の前回に調査された項目と一緒にところと新しくされたところがあると思うのですが、1つアンケートの重要なところは、同じ項目でずっと経年的に聞いて、特にこれなんかは、その市民の意識を問うて、変化がどうなっているのかを見るのがとても大切だと思いますので、今回その見直しのために新たに聞かないといけないところはもちろん設定されるのはいいと思いますけれども、先ほど消費者庁の項目に合わせて変えたっというお話もありますが、できる限り前回と変化を見るという方針でしていただきたいということと、後、消費者庁の設定に項目を合わせたメリットは、全国で行われているので、一つ経年的なものだけじゃなくて、全国的に見て門真市の意識はどうかって言うところを市民の方に見せるかどうかは別として市として、この年独自の資料を取って、どういう意識があるのかっていうのを分析するのには、そのうち全国調査
-----	--

会長	を合わせるっていうのが一つ重要ですので、結果の分析として、それもメリットがあるかと思います。 2つの観点で、アンケート調査がぜひ分析していただいて、最近いろいろ広報で意識を高める努力はなされているのですが、その役に立つことにもなると思いますので、そういう観点で今日のご説明の設計でいいとは思いますが、後で使い方を考えて、できるだけ同じところは過去と同じようにしていただくということでね、もっと言うと、今後も多分このアンケートは続いていくと思いますので、できるだけ変えないようにしていただければと思います。 はい、ありがとうございます。 同じであれば、単発的な評価ではなくて、経年的な評価となるようお願いしたいということと、他市の状況とかアンケートの状況をきちんと調べることはぜひお願いしたいと思います。 その時にも、いつ頃に行ったかによって全国での有料化の実施など、多分違うと思うので、どれぐらいのときに行われたどんなアンケートだったというようなところも、ぜひ併せて少し検討いただいた上で、設計していただければと思います。 他にいかがでしょうか。
委員	家庭ごみの有料化の6ページに先程会長からお話がありました、(1)の設問が、私個人の感想として、アンダーラインの箇所がすぐ入ってこない印象がありました。 (1)の上に廃掃法の引用があって、経済的インセンティブの活用という説明もあるのですが、ややアスタリスクの説明が難しいのかなと、専門的、行政的な文章になっているのかという気がします。 少し(1)の設問を読んだときに少し入りづらいかなといった印象です。以上です。

事務局	はい、ありがとうございます。 いただきましたご意見を踏まえまして、内容については、項目の順番の入れ替えを検討してまいりたいと思います。 他都市の家庭ごみの有料化の調査についても、例えば浜松市、新城市、国立市を参考には作ってはいますが、もう一度広く調査内容を調べ反映できたらなと思っております。 確かに(1)のところが誘導になっているのではないかという気がしないではないかと思しますので、頂きましたご意見を踏まえまして、検討してまいりたいと思います。
委員	不公平かどうかは、行政での測り方もありますけれども、分別努力をどれだけしているかという不公平もあります。 分別せずに捨てていたりもしますので、結果的にごみの量が増えてしまう部分もあります。行政の考え方でこうしてほしいというようなことを出し、なるべく資源ごみを焼却しなくて済むようなところに回してもらうという趣旨で、公平か不公平かを判断されてはどうでしょうか。
会長	ご発言いただていない方からの意見を頂きたいのですが、いかがでしょうか。
委員	あまり難しいことはわからないのですが、一般家庭としては、なるべくフードロスを抑えるとか、そういう努力は個人的にはしているのですが、今日うちの地域ではペットボトルがごみの収集日でしたが、ペットボトルとラベルを剥がしてくださいねというごみの出しかたを推奨されていると思うのですが、うちの近所でも剥がされていなくて、市民1人1人がこういうのを知らないのかなあと思うのです。 私がこういうことに関わっていますから、そうゆうふうに見

てしまうのかなと思うのですが、子どもたちは、リサイクル施設で勉強しているのですが、私たちが子どもの時は厳しく分別していませんでした。大人になって結婚して、門真市で住んで、こういうごみの出し方をしてくださいねって言われて、一生懸命勉強しながら、これは何ごみやなあと、言いながら捨てていたりするので、子どもたちは、えらい勉強してすごいなと思うのですが、公園に行くとたくさんごみが捨ててあった。自治会長もしておりますので、公園のごみ、お菓子の食べかすとかがありますと、どういう家庭であるのか、家でもそうやって捨てているのかと思いますが、“ごみ箱がないから捨てる”という子もいます。ごみ箱を置いたらカラスがくるからやめてくださいって言われたりします。

もちろん子どもの教育も大事なんだけど、実際ごみを捨てるのは主婦がほとんどです。

マンションならいつどのごみを捨てても大丈夫だよっていうようなところもあれば、個別に家の前で回収しているところもあれば、集合で回収しているところもある。

集合だと誰がどのごみを捨てているのかわからないので、収集日と違うごみは、ずっと置いていたりする場合もあるので。

そうなると、通りがかりの全然関係ない人がごみを捨てていくことになるとか、教育や知ってもらうことが大事だし、私でも知らないことはありました。

そこをどうやって市民の人に広報していくかが大事だと思います。

イベントとか広報紙を見る人は見るが、広報紙を見ない人は、門真まつりの際にPRとかできたらいいのではと思います。

以上です。

会長	はい、ありがとうございました。大事な視点だったと思います。 他にいかがでしょうか。
委員	アンケートの(1)のところですが、先ほども文章が難しいとの意見がありましたが、ごみを出す量の多い・少ないに関わらず、金銭的負担に差がないことについてどう思っていますかというの、この差がないことについてというのは、何がと最初に思いました。 現状において差がないといった理解でいいのですか。 国語の話になってくるのですが、もう少し優しく質問してあげた方が、変な理解によると、有料化すると差がなくなることもあるのかなと逆の発想に思えたりしないかなと。 こういうことをわかっている前提で読めば、理解できるが、そこが理解しにくいかなと思います。
会長	はい、ありがとうございます。 そのあたりは、事務局で検討していただければと思います。 他によろしいでしょうか。 参考までに前回の回収率は何%くらいでしたかね。 巻末資料に 30%弱くらいと書いていますね。
事務局	廃棄物処理基本計画の巻末資料の 8－3 ページですね。 前回 1,500 出しまして、有効回答数は 431 で有効回答率 28.7%です。
会長	はい、ありがとうございます。 むしろ割と頑張っている方かもしれませんが、やはりこういうところできるだけ上げていただく努力みたいなのも、難しいとは思いますが、ぜひお願いします。

	他にいかがでしょうか。
委員	アンケート 6 番の中学校区といたしますか、収集運搬の範囲の確認だけなのですが、この地区で曜日が決まっているか決まっていらないのか、どちらですかという質問です。
事務局	中学校の校区を表しておりますので、ごみの収集範囲とは別です。
会長	ごみ分別のモデル地域を設定しているとか、そういうこととはまた全然違うわけですね。単に地域ということですね。
事務局	そのとおりです。
会長	わかりました。他にご意見等はないでしょうか。 かなり時間もきているので、このあたりとさせていただいて、本日の議論をまとめないといけないということなのですが、かなり多様なご意見をいただいて、まとめるのは難しいのですが、大きく分けて 2 点ですね。 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに関するお話と、それを考えていくにあたっての材料としての市民アンケートに関するお話と、二つ大きく議論がありました。 中間見直しに関しましては、いろいろなご意見をいただきましたが、市の方向性として、あるいは議論していかないといけないこととして、広域化の話ですとか、有料化をどうするのか、あるいは分別、プラ新法に関するプラ分別をどうしていくのか。事業系で一般廃棄物になるのか産業廃棄物になるのかですね。そんなような視点もありますし、災害ごみの話とか、環境教育の話とかいろいろなご意見を委員の方々から出されたと思いますが、共通していたと思うのは方向性が決まっているの

	であれば、決まってきた経緯とかですね、そういうところはあ る程度明確に、丁寧に伝えていくということ。 あるいは、ここは決まってないけども検討していかないとい けないというような分別のこととか有料化とか、災害ごみとか そういうことに関して言えば、考えるべき視点であるとか、社 会的な情勢とか、周辺自治体の状況とか、できるだけ市民の 方々にわかりやすく、うまく提供して、最終的な合意形成に繋 がっていくようなものにしていただきたいというのが、基本的 なスタンス・ご意見だったと思っております。 あと、市民アンケートに関しましては、どうしても設計でバ イアスがかかるのではないかという懸念があったと思います。 そもそも、先ほどの回答率3割とかいうと、ある程度意識の 高い方々からの回答が多くなってくることが予測されます。 その中で、できるだけ設計でバイアスがかからないよう、他 市のアンケートですとか、過去のものも含めて丁寧に調査して いただいて、また結果を解釈するにあたっても、できるだけメ リットが出ていくように、客観的なデータのもとで、公平な解 析結果が出るようにという所を注意していただくと言ったこと だったかと思います。 他に何か委員の皆様からご注意いただくことはありましたで しょうか。 〔意見なし〕
委員一同	それでは今言ったような観点で引き続き事務局の方で進めて いただければと思います。
会長	では、本日予定されておりました全ての案件を審議できまし たので、最後その他ということで、ご説明お願いしたいと思い ます。

司会	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 いただきましたご意見等を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の中間見直し作業等を行ってまいります。 なお、資料等の修正や議事録の確認につきましては、日程的な制約もございますので、会長へ一任とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
委員一同	〔異議なし〕
司会	ありがとうございます。 最後に、(7)「その他」でございます。 次回の第2回審議会の開催日程でございますが、令和6年2月上旬を予定しております。会場の都合等もございますので、2月1日(木)午後ではいかがでしょうか。すでにご都合が合わなければ、お教えてください。
委員一同	〔意見なし〕
司会	それでは、2月1日(木)午後で設定させていただきます。 日程が近づきましたら、改めてご都合を確認させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。 それでは、かなり長時間になり申し訳なかったですけどもこれもちまして、令和5年度第1回「門真市廃棄物減量等推進審議会」を閉会させていただきます。 円滑な議事運営へのご協力、また活発なご意見等ありがとうございました。